

工事成績評定評価委員会規則

第1（目的）

本規則は、工事成績評定等実施要領第11の2に規定されている工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

第2（委員会の業務）

委員会は、次の事項について審議するものである。

- (1) 千葉県が契約した工事で、工事成績評定等実施要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答。
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項。

第3（委員会の委員及び組織）

委員会の委員は、別紙の者から指名により構成する。

- 2 委員長は、県土整備部技術管理課長とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第4（委員会の招集）

委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

- 2 委員会の委員は、別紙の者から必要に応じて委員長が指名する。
- 3 委員長は、必要に応じて別紙の者以外からも委員を指名することができる。

第5（事務局）

委員会の事務局は、県土整備部技術管理課に置く。

附則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別 紙

各部局委員

- (1) 農林水産部耕地課長
- (2) 農林水産部水産局漁港課長
- (3) 県土整備部技術管理課長
- (4) 県土整備部建設・不動産業課長
- (5) 県土整備部道路計画課長
- (6) 県土整備部河川整備課長
- (7) 県土整備部港湾課長
- (8) 県土整備部営繕課長
- (9) 県土整備部都市整備局下水道課長
- (10) 県土整備部都市整備局住宅課長
- (11) 水道局管理部財務課長
- (12) 水道局技術部計画課長
- (13) 企業庁管理・工業用水部財務課長
- (14) 企業庁管理・工業用水部工業用水課長
- (15) 企業庁地域整備部事業調整推進課長
- (16) 教育庁企画管理部財務施設課長
- (17) 警察本部総務部会計課長
- (18) 当該工事担当主務課長
- (19) 当該工事担当出先機関の長
- (20) 県土整備部技術管理課土木検査室長
- (21) 県土整備部技術管理課建築・設備検査室長
- (22) 県土整備部技術管理課農林検査室長